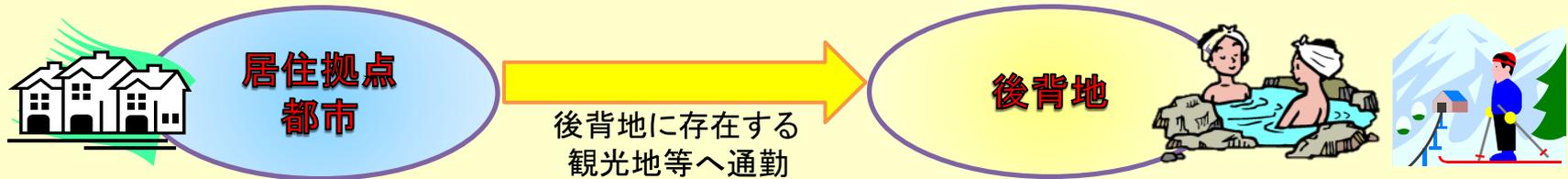


基本的考え方

定住自立圏構想では、中心市のオフィスや工場などに周辺市町村から通勤することを想定し、人口4万人超・昼夜間人口比率1以上といった中心市要件が定められている。一方、国立公園や国定公園などの豊かな自然を有する地域(多自然地域)に通勤する住民が多いことから、昼夜間人口比率が1未満となるなどして、中心市要件を満たさない都市も少なくない。

このような多自然地域を後背地に持つ居住拠点都市は、一定の都市機能を担い、豊かな地域資源を活かした雇用を創出する多自然地域を支える拠点的な都市としての機能を発揮しており、居住拠点都市を中心とする生活経済圏域について、定住自立圏の一類型として振興策を講じることとする。



多自然居住拠点都市の要件

現行の定住自立圏構想の中心市に該当しない市のうち、人口4万人以上でDIDが存在する市又はDID人口1万人以上の市で、周辺に下記要件を満たす後背地市町村が存在すること。

・多自然地域(国立・国定公園に属するか、林野率80%以上)にある人口4万人未満の市町村(定住自立圏構想の中心市の10%通勤通学圏は除く)で、次のいずれかに該当。

- (1) 昼夜間人口比率が1以上で、居住拠点都市からの通勤通学者の占める割合が10%以上
- (2) 昼夜間人口比率が0.9以上で、上記割合が20%以上

要件に該当する都市

北見市(北海道)	小浜市(福井県)
富良野市(北海道)	御殿場市(静岡県)
伊達市(北海道)	富士吉田市(山梨県)
日光市(栃木県)	新城市(愛知県)
那須塩原市(栃木県)	新宮市(和歌山県)
沼田市(群馬県)	人吉市(熊本県)
青梅市(東京都)	うるま市(沖縄県)

○ 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>第7 <u>中心市に係る特例</u></p> <p>隣接する2つの市（各市が第3②及び③に規定する要件を満たすものに限る。）の人口の合計が4万人を超えるときは、当該2つの市を合わせて1つの中心市とみなすことができる。</p> <p>この場合において、第4（1）から（4）までに規定する中心市宣言書、第5（1）から（3）まで及び（5）に規定する定住自立圏形成協定並びに第6に規定する定住自立圏共生ビジョンの作成、締結、策定、変更、取消し、廃止、写しの送付若しくは公表又は第8に規定する写しの送付については、当該2つの市が共同して連名により行うものとする。</p> <p><u>また、第3に規定する要件を満たさないものの、一定の都市機能を有し、通勤・通学等において密接な関係を有する生活経済圏域の拠点的な都市としての役割を果たすものとして総務省が別に通知で定める要件を満たす市については、当該市を中心市とみなすことができる。</u></p>	<p>第7 2つの市による中心市に係る特例</p> <p>隣接する2つの市（各市が第3②及び③に規定する要件を満たすものに限る。）の人口の合計が4万人を超えるときは、当該2つの市を合わせて1つの中心市とみなすことができる。</p> <p>この場合において、第4（1）から（4）までに規定する中心市宣言書、第5（1）から（3）まで及び（5）に規定する定住自立圏形成協定並びに第6に規定する定住自立圏共生ビジョンの作成、締結、策定、変更、取消し、廃止、写しの送付若しくは公表又は第8に規定する写しの送付については、当該2つの市が共同して連名により行うものとする。</p>

総行応第61号
平成25年3月29日

各都道府県市町村担当部長
各都道府県議会事務局長
各指定都市企画担当部長
各指定都市議会事務局長

殿

総務省地域力創造グループ地域自立応援課長

中心市に係る特例について（通知）

定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知。以下「要綱」という。）第7に規定する総務省が別に通知で定める要件を下記のとおり定めましたので通知します。

この通知は、平成25年4月1日から適用します。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村及び市町村議会事務局に対しても周知されるようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

次に掲げる要件のすべてを満たす市は、要綱第7に規定する「一定の都市機能を有し、通勤・通学等において密接な関係を有する生活経済圏域の拠点的な都市としての役割を果たすもの」として、中心市とみなし、要綱の規定による中心市宣言、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができるものとする。

- 1 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - ア 人口が4万人以上であって、人口集中地区が存在すること。
 - イ 人口が4万人未満であって、人口集中地区人口が1万人以上であること。
- 2 当該市の周辺に、次に掲げる要件のすべてを満たす市町村が存在すること。
 - ア 人口が4万人未満であること。
 - イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - a 昼夜間人口比率が1以上であり、かつ、当該市からの通勤通学割合（注1）が0.1以上であること。
 - b 昼夜間人口比率が0.9以上であり、かつ、当該市からの通勤通学割合が0.2以上であること。
 - ウ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - a その区域の全部又は一部が、自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に規定する国立公園又は同条第3号に規定する国定公園の区域内にあること。
 - b 林野率（農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づく林業調査の結果による平成22年における当該区域に係る林野率）が80%以上であること。
 - エ その区域の全部又は一部が、次に掲げる区域に含まれるものでないこと。
 - a 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地又は同条第4項に規定する近郊整備地帯
 - b 近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域又は同条第4項に規定する近郊整備区域
 - c 中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）第2条第3項に規定する都市整備区域
 - オ 他の中心市要件を満たす市に対する通勤通学割合が0.1未満であること。
- 3 政令指定都市及び特別区（注2）に対する通勤通学割合が0.1未満であること。
- 4 当該市からの通勤通学割合が0.1以上である市町村への通勤者数及び通学者数の合計が、300人以上であること。

5 平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た市については、合併関係市町村に市を含むこと。この場合において、次のア又はイのいずれかに該当し、人口が最大の合併関係市が本通知の要件を満たす市は、要綱第4(5)に規定する「広域的な市町村の合併を経たもの」とする。

ア 合併関係市町村が5以上であること。

イ 合併関係市町村以外に、当該中心市からの通勤通学割合が0.1以上の市町村が存在すること。

(注1)「通勤通学割合」とは、当該市から周辺市町村への通勤者数及び通学者数を、周辺市町村において従業又は通学する就業者数及び通学者数で除して得た数をいう。

(注2)「政令指定都市」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいい、「特別区」とは、同法第281条第1項の特別区をいう。